

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第3回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	令和5年9月21日（木） 13:00～14:35
開催場所	寒川町民センター1階 展示室1
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	出席者 ・委員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、滝本委員 小川原委員、露木委員、田代委員、井地委員、浅野委員 飛騨委員、榎本委員、鈴木委員、金子委員、中野委員 内藤委員、小松委員、佐藤委員、深澤氏（守村委員の代理） ・オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】佐藤氏 ・事務局：【町】三橋健康福祉部長、中澤課長、藤井副主幹、袴田副主幹 浅香主任主事、本橋技師 【さむかわ基幹相談支援センター】田中、久保 ・傍聴者：1名 欠席者 城戸委員
議 題	1. 開会 2. 議題 (1) 議事録承認委員について【名簿】 (2) 寒川町障がい者福祉計画について ・寒川町障がい者福祉計画(案)新旧対照表【資料1】 ・福祉団体等より寄せられたご意見と課題の整理【資料2】 ・国の基本方針等から町基本計画への反映について【資料3】 (3) その他 3. 閉会
決定事項	・議事録承認委員について 長谷川委員、山根委員に決定
議事の経過	1. <u>開会</u> 事務局：令和5年度第3回寒川町地域自立支援協議会を開会いたします。 本協議会には当事者の方も参加されておりますのでご発言の際には、挙手にて発言者の所属とお名前を仰っていただきますよう、よろしくご協力お願いいたします。それでは、次第に従いまして進めていきますので、よろしくをお願いいたします。 2. <u>議題</u> 会 長：それでは、議事を始める前に、資料の確認と本協議会の出欠の報告をお願いします。 事務局：資料の確認及び出欠報告、その他の報告を行った。 会 長：ありがとうございます。委員総数20人中1人の欠席でありますので、寒川町地域自立支援協議会設置要領の第6条のとおり、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立いたします。よって、これより議事を開き、協議会をすすめてまいります。 次に本協議会の傍聴希望の有無について報告をお願いします。 事務局：本日傍聴希望者が1名いらっしゃいます。

会 長：傍聴希望者が1名いらっしゃるという事ですが、委員の皆様、傍聴希望者に入室していただいてよろしいでしょうか。
(委員一同異議なし)傍聴者入室。

(1) 議事録承認委員について

今協議会の議事録承認委員は、長谷川委員、山根委員で承認された。

(2) 寒川町障がい者福祉計画について

事務局：寒川町障がい者福祉計画について説明をさせていただきます。

まず、寒川町障がい者福祉計画(案)新旧対照表について説明をさせていただきます。

説明の前にお詫び申し上げます。配布資料の差し替えが生じております。前回配布した統計資料にも数値に差異が生じたため差し替えが生じております。

資料1をご覧ください。左側が次期で右側が現計画の内容となっております。それぞれ比較して赤く記されているところが変更内容となっております。検討中でありますので、次回協議会で一部文言の修正があると思っておりますのでよろしくお願いいたします。主に変更部分について説明いたします。左右対照に確認しながら進めてまいります。

第1章総論、1. 計画策定の趣旨ですが、次期計画についても引き続き、三つの計画を一体的に策定し、福祉施策を推進してまいります。

令和3年からこれまでの間に、「障害者差別解消法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等」の一括法案の改正により、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化、障害者等の地域生活の支援体制の充実、相談支援体制の強化、多様な就労ニーズに対する支援および雇用の質の向上の推進など、支援体制の充実・強化だけでなく、就労における新たな支援がスタートしています。

これらを踏まえ、次期計画において、現計画の基本理念を引き継ぎながら、三つの計画をあわせもつ「寒川町障がい者福祉計画」を策定するものでございます。

2. 計画の目的でございますが、次期計画の策定に当たりまして、国の「障害者基本計画」や「障害者福祉計画に関する基本指針」、神奈川県「当事者目線の障害者福祉推進条例に基づく基本計画」を踏まえて、障がいの有無を問わず、地域の中で安心して暮らせる社会を目指していこうという基本理念の実現に向け、他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、現計画を継承し、必要な施策を着実に推進していくものでございます。

2ページをご覧ください。

3. 障がい者計画と障がい福祉計画および障がい児福祉計画について と

5. 計画期間ですが、一部位置づけのニアンスとデザインの変更をさせていただきます。

記載中にある(略)につきましては、現計画を継続する形となります。以後同様となります。

3ページも同様に一部デザインの変更と事業名が枠の中に入れることで統一性をとりました。

5ページをお開きください。第2章の障がい者等の現状の1. 寒川町の現状となります。8ページまでがこれまでの統計数値となっております。

7ページをご覧ください。「(3) 障がい者数の将来推計」となりますが、他

課において将来の人口推計を出しており、現在の段階において、掲載ができませんので、数値が確定した段階で掲載する予定となります。

8ページをご覧ください。(4)障がい福祉サービス別支給決定の状況となります。現在、「宿泊型自立訓練」のサービスを資料実績があることから、新たに追加しております。また、13ページにある「⑤障がい福祉サービスの充実」の2番、日中活動系サービスの充実も同様です。前回の協議会で統計値について説明させていただきましたので、その他、詳細の説明は割愛とさせていただきます。

次の9ページをご覧ください。2.前障がい者計画の検証、実施状況等から見た今後の課題につきまして、前半でアンケート調査や福祉団体などからのヒアリングを通してみえた課題を記載しております。また、後半部分では家族への支援や、発達や発育に遅れや心配のある子ども、精神障がい者の人口の増加に伴う対応などの課題に対応し、地域の中で本人が望む暮らしの実現をするために、相談支援機能の充実と強化が必要な旨述べています。

相談支援体制の充実と強化については、第1回の協議会において各相談事業所からの報告がありましており、相談件数の増加が続いている現状で、既存の相談事業所数では対応が難しく、国からの指針からでもその役割と重要性が増しているため、委託相談支援事業所の増設について検討し、準備する旨の内容を盛り込んでおります。

次に、第3章基本理念、2の基本方針・目標となります。第1章で触れた神奈川県「当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」との関連性をもたせ、障がいの有無に関わらず「ともに生きる地域を目指して」と追記させていただきました。

第4章以降については、資料2「福祉団体等より寄せられたご意見と課題の整理」について及び、資料3「国の基本方針等から町基本計画への反映の資料」を参考にしながら説明をさせていただきます。

資料2については、前回の協議会でいただいたご意見を課題にまとめ、お示ししました。これを次期計画時での対応すべき施策に第4章の基本目標と施策分野の番号と具体的な施策の名称を明記しています。

資料3については、左側が国からの「基本指針見直しの主な事項」、中央が国の基本方針の「成果目標・活動指標の新規項目、変更点」となっており、右側の枠は町の計画にどのように反映しているか明記したものとなります。

それでは、資料1の説明に戻ります。

10ページをご覧ください。第4章「第6次障がい者計画」となります。1.施策の体系については、前回の協議会で説明したとおりです。ここからは、主なところをピックアップしてご説明させていただきます。

11ページをご覧ください。「障害者等に対する虐待防止」に関する内容について記載しています。国の基本指針見直しについては、資料3の3ページの⑦で触れています。

13ページをご覧ください。「④地域自立支援協議会の強化」については、指針における重点のひとつである「地域課題の抽出及び課題解決に向けて地域全体で考え、支える仕組みづくりの推進」により、町地域自立支援協議会に属するワーキンググループ等において、組織図も含め、内容について修正を行いました。資料3の2ページの⑥でも触れています。

14 ページをご覧ください。国の基本指針の見直しにより、難病患者への支援が明確化されており、障害福祉サービスについて、必要に応じて茅ヶ崎保健所の難病担当と連携を行う旨、新たに記載させていただいています。資料3の4ページの⑬でも触れています。

「⑥地域生活支援事業の充実」については、福祉団体からのご意見ならびに、指針における重点でもある「地域生活への移行と相談体制の強化」「障害児のサービス提供体制の整備」に基づき、委託相談支援事業所の増設について検討し、準備していく旨の内容を次期計画に反映させていただいております。

15ページをご覧ください。「②移動・公共機関等のバリアフリー化の推進」では、福祉団体からのご意見を参考に、公共施設において新たに設置するトイレについてはユニバーサルシートの整備を推進する旨、明記させていただきました。資料2の5ページでも触れています。

17ページの「(5)保健・医療」保健医療の施策の方向及び18ページの「④精神保健福祉施策の推進」につきましても、精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(略して「にも包括」)の構築を目指していきます。

19ページをご覧ください。「②雇用啓発事業の充実」につきましても、指針における重点のひとつである「障害者就労のさらなる促進」に基づき、労政担当課との連携に関する見直し及びハローワーク藤沢主催のミニ合同説明会等の機会を生かし、就労の場の確保や拡大に努めることを新たに記載しました。

また、(7)情報・コミュニケーションの現状と課題では、令和4年5月に新しく制定された法律について記載を加えました。

20ページをお開きください。ここから、第5章の第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の次期計画の最終年度における目標値となります。

中央にあります表をご覧ください。表の下段にある※印の2行目の記載にありますとおり、9月末までの実績値がここに入るため、令和5年度の数値が未記入となっています。それ以降にあります表の未記入の数値も同様に次回の協議会でお示しできる予定となっています。

21ページをお開きください。「にも包括」について、第4章でもふれましたが、「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について」においても記載しています。また、22ページにはイメージ図を新たに加えています。資料3の1ページの②でも触れています。「にも包括」については、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

引き続き22ページをご覧ください。国の基本指針の見直しによる「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」及び「地域における相談支援体制の充実強化」について、「(3)地域生活支援拠点等の充実」の中で記載しています。町の現状と考え方にも反映しており、内容は23ページに記載しています。また、資料3の1ページの①と2ページの⑥でも触れています。

26ページをご覧ください。国の指針における「障がい児のサービス提供の計画的な構築」および「地域における相談支援体制の充実強化」につい

て、「(6)相談支援体制の充実・強化」に記載しています。資料3の2ページ④と⑥でも触れています。
説明は以上となります。

会 長：ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

委 員：説明の中にはなかったのですが23ページ、次期計画の「令和2年から開始した地域生活支援拠点事業については、引き続き継続して取り組んでまいります」とありますが、現計画を見ると「令和5年度末までに3つの機能の確保を行ない」とあります。3つの機能の確保から、引き続き継続となったことについて説明をお願いします。3つの機能はすでに出来上がったということでしょうか。

事務局：今の計画にある3つの機能というのが、相談機能、緊急時の受け入れ機能、専門の人材の確保・養成の3つになります。緊急時の受け入れは、基幹相談支援センターが中心にコーディネーター役を担い緊急時の受け入れ実績も1件あり対応できています。受け入れ先の施設についても少しずつ増えていきます。専門的な人材の確保養成というのも、基幹が中心となって相談支援事業所を訪問し、バックアップをおこなっています。県の研修にも参加いただいているので、取り組みはできていると思います。体験の部分も各市の様子を伺いながら少しずつ進めていけるよう準備しています。それを以って、次期計画では、「引き続き取り組んでいく」という表記にさせていただきました。ただ、コーディネーターを基幹が担っているという記載が無いので、次期計画ではこの記載について検討していこうと考えております。

会 長：他になにかありませんか。

委 員：25ページの「(5)障がい児支援のための提供体制のための整備」についてお話しさせていただきます。

ゆいっとでは委託事業として保育園を訪問させていただいています。また、協議会のワーキングである児童期支援ネットワークの中でも児童期の相談が増えているという意見が多く、発達障がいの心配のあるお子さんの心配の段階からお母さんたちが不安に思われ相談することも増えていると思います。国の基本方針として児童発達支援センターの設置についても記載があり、児童期の相談事業は早急に必要になっていると委託相談としても感じております。

事務局：ご意見ありがとうございます。町としても児童発達支援センターの必要性は感じているところですが、一方で相談事業所自体もこのままの伸びでいくと、相談の受け入れが難しくなってしまう状態です。まずは今回の計画で、相談支援事業所の新たな増設という形で子供だけでなく大人も含めた全体の相談の充実を図ったあとに、段階を踏んで考えていけたらと考えております。ワーキングなどでも、このあたりは協議を進めていきたいので、ご意見いただければと思います。

会 長：その他ありませんか。

オブザーバー：前回の協議会でも、寒川町の委託相談支援事業所や計画相談を中心とした実態数値についてお話しさせていただきました。その中で、寒川の課題として、2か所の委託相談支援事業所が、計画相談を担っているため、兼務率が100%になっているというお話をさせていただきました。今のお話だと委託相談支援事業所の増設を検討されているといったときに、それが委託相談に特化したものになるのか、

従来通り計画も担っていくのか、もう少し議論されるとよいかと思
いました。

事務局：ご意見ありがとうございます。町の実情として相談支援体制を強化してい
くことの重要性は感じています。これを仮に委託相談増設で進めた場合、
当然それだけでは計画の方まで回らなくなりますので、そこに対しては参
入していただける事業所さんにも声掛けしていくことが必要になると考
えています。町の実情も踏まえたうえで参入いただける事業所があれば、
お話を進めていきますし、行政だけですべてを解決できるものではありませんので、事業所や地域の方のご協力を頂きながら進めていければと考えて
しております。

会 長：ありがとうございました。他になければ「にも包括」についてご説明お願
いします。

事務局：次期計画から「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の協議の
場を自立支援協議会に位置づけることとなりますので、このシステムにつ
いて説明させていただきます。なお、「精神障がいにも対応した地域包括
ケアシステム」については、説明時に略称の「にも包括」でお話をさせ
ていただきます。

今日は3つにわけて説明をさせていただきます。

1つ目は、「にも包括」って何？ということで、「にも包括」ができた流れ
と、精神保健福祉施策についてお話をさせていただきます。

2つ目は、寒川町としての協議の場をどう位置付けていくのかをお話をさ
せていただきます。

3つ目は、来年度、実際にどのように検討をしていくのかということで、
現在考えている検討方法の(案)についてお話をさせていただきます。

それでは、1つ目です。

どうして「にも包括」という流れになったのか、精神保健福祉施策につ
いて説明をします。精神疾患の方が入院から地域へと変わったところからお話
をします。平成16年9月に国が「保健医療福祉の改革ビジョン」と提示
し、「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向が示されました。

次に、平成21年9月「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の後期5か年
の重点施策の策定に向けた「精神保健医療の更なる改革に向けて」が提示
され、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づく、施
策の立案・実施を更に加速させることとなりました。

次に、平成25年6月「精神保健福祉法」の改正が施行され、「退院に向
けた意欲の喚起」「本人の意向に沿った移行支援」など退院に向けた支援等
が打ち出されました。その後、地域移行を実現していくために、精神保健
に関する国の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」(以
下、「あり方検討会」という)の報告書で、初めて「にも包括」が明記され
ました。具体的な内容としては、新たな地域精神保健医療の体制の在り方
についての(1)に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築と
いう項目の中で「精神障がいの有無や程度に関わらず誰もが安心して自分
らしく暮らすことができるよう、障がい福祉計画に基づき障害保健福祉圏
域ごとの保健医療福祉関係者による協議の場を通じて精神科医療機関、そ
の他の医療機関、地域援助事業所、市町村等との重層的な連携による支援
体制を構築することが適当」と明記されており、これを受け次期計画にお
いて「にも包括」について記載することといたしました。

「にも包括」の構築は、医療、障がい福祉、介護、住まい等が包括的に確保されていくことを目指すところでありますが、市町村、医療機関、各関係機関など、様々な方と連携し進めていく中で、保健・医療・福祉の協議の場を設置し、皆で話をしながら、地域に必要な資源を考えていく形となります。その協議の場としては、保健・医療分野については、神奈川県内の保健所圏域で、障がい分野については、各市町村で設置していき、自立支援協議会で協議を進めていくこととなります。必要な支援体制の確保等を目指すものなので、例えば、個人のケース対応としては、すでに行っていることもあると思います。それを体系づけて、継続していくこととなります。

では、実際にいつ、国が基本指針として障害福祉計画に示したのかというと、第5期障害福祉計画に係る基本指針の見直し時に示されました。

その中に基本指針見直しのポイントというのがあって、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について示されるとともに、成果目標の中で、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、各圏域や市町村単位での設置についても示されました。

第6期障害福祉計画では、さらに具体的な活動として、協議の場の開催回数等、具体的な数値などを計画に記載するように示されました。

次に、国の指針を受けた神奈川県での考えについてですが、神奈川県では、「にも包括」の構築について、まずは、保健・医療分野の「にも包括」の協議の場の設置を保健所単位で令和2年までに行うことを示し、次に、障がい分野では、令和5年度までに全市町村で協議の場を設置するよう定めています。

次に寒川町としての考えをお話させていただきます。

まず、寒川町の障がい分野における「にも包括」の協議の場についてです。これまでは茅ヶ崎市保健所で開催している「茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会」を協議の場としておりましたが、今後は町自立支援協議会を、協議の場として位置づけし、来年度から協議を行っていきたいと考えております。

自立支援協議会で協議した内容については、障がいの部分は「湘南東部圏域自立支援協議会」に報告し、保健・医療の部分は「茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会」に報告し、議論した内容を自立支援協議会の中だけでとどめるのではなく、双方連携をとり支援体制をとっていきたいと考えております。

ではどんなやり方で進めていくのかについて、現状の(案)となりますが、ご説明をさせていただきます。

今、考えているのは、まずは福祉課の職員が実際に個別のケース会議に出席しているので、そのケースごとの課題を抽出しカテゴリーにわけて整理をし、具体的にどのような課題がケースから見えるのかをまとめ、検討ができればと考えています。それぞれのケースの課題をカテゴリーわけしてみると、例えば、住まいの問題であったり、寒川町内だと精神科クリニックがないので近隣の市まで行かないとならない等の医療機関の問題であったり、働きたいが障がいを理解して雇用してくれるところがないという就労の問題であったり等、様々な課題が見えてくるかもしれません。

見えてきた課題から見えてきた地域の課題を、自立支援協議会にご出席していただいている委員の皆様がそれぞれの立場でできることは何か、ま

た、新たな仕組みや支援体制が必要なのかなど、様々な検討ができればと考えております。

この議論が、障がいの有無に関わらず、「ともに生きる」地域づくりに寄与することを目指しています。「にも包括」の構築と聞くと、難しいと思われるかも知れませんが、今、行っている様々な話し合いを更に発展させていくイメージで取り組んでいきたいと思っておりますので、委員の皆さんの力をお借りできれば幸いです。

会 長：ありがとうございます。只今、事務局より「にも包括」についてお話しただきましたが保健所からも現在行っている取り組みなどお話しただければと思います。

委 員：事務局からの説明にありましたが、現在保健所の方で協議を行っている部分もありますので、概要にはなりますがお話させていただきます。

平成 29 年度ごろには、「にも包括」という言葉が出てきておりまして、神奈川県では、保健所単位で協議の場を設置していく動きがありましたので、茅ヶ崎市保健所としても「にも包括」を進めてきました。何から手を付けたかという、まずどんなことを協議していけばいいのか、「にも包括」とはそもそもどんなことだろうかと、地域の皆様や関係機関に「にも包括」を知ってもらうことからスタートしていきました。

「にも包括」について資料など見ていきますと、精神科病院に長期入院されている方をいかに地域で生活していただくようにするのが比較的大きなテーマとして見えてきました。長期入院の方は様々な問題を抱えていますので、地域移行を目指すにも、地域がどう支えていくのかを中心テーマとして進めてきたという経過がございます。関係機関の方は課題抽出を行い、病院も地域移行や退院促進に向けた取り組みを進めている中で、地域の相談支援事業所がその方々にどのような支援を行っているのか、研修会などを行いながら進めてきました。長期入院の方に対し、退院に向けた準備や、地域で使える制度などをまとめた冊子も作って配ったりするなどの取り組みを行ってまいりました。

現在は、地域移行に向けた人材育成もテーマに掲げており、この「にも包括」も数年が経過する中で、精神障がいの有無にかかわらず、だれもが地域で安心して暮らせるように、という言葉が入ってきましたので、精神障がいの方以外でも、生活上の悩みを抱えたメンタルヘルスの必要な方などを含め、どう支援につなげていくのか、テーマが広がっています。私たちも従来やってきたことに加えて、メンタルヘルス的なことも、地域のみならずと一緒に考えながら、取り組みを進めているところでございます。

会 長：ありがとうございます。「にも包括」について、医療機関での取り組みをお話しただければと思います。

委 員：精神障がい者について、寒川と茅ヶ崎においては、茅ヶ崎に家族会はあるものの、当事者の団体が無い状況です。そんな中で、精神障がいについての話をする際に、身体・知的と一緒に語られる事は、良いこともある反面、医療と障がいが切り離せない中で、特殊な話題を協議する場面が減ってしまった印象があります。その中で、地域の福祉関係者と医療機関が抱えている課題において、非常にズレが生じていると話をしています。話のベースが違えば協議にならないので、そこをどう共有していくのか話す場が必要になると思っています。この寒川の中でもワーキングを含め、こういった形で協議するのか、寒川町の中で暮らしている、入院している、寒川に

帰るはずだった、帰りたいと思っている方々が、どのように生活していけるのかというところで、なにが共有できるのかと思いますし、またこの「にも包括」の中にも当事者が入っていますが、どうやって参加する場面を作っていくのか、協議するのも大事だと思います。

会 長：ありがとうございました。令和6年度からいろいろと動き出すのですが、共有の場が少しずつ広がり、これからという部分も大きいと思いますので、知っていただくところから進めていければと思っております。

他に何かご意見、質問などございますか。

委 員：資料2について質問です。町内にショートステイ先が無い。次期計画時での対応すべき施策が多様な住まいの確保となっておりますが、ショートステイは住まいではなく福祉サービスだと思うので、そのあたりの考え方について、もう一度検討をお願いします。また、寒川町健康福祉総合センターの建設を実現してください。それに対する対応すべき施策はどこにありますか。

事務局：先に2つ目の質問にお答えします。健康管理センターの老朽化については認識しております。時期は明確に申し上げられないのですが、早急に現健康管理センターの機能を維持したものについては用意しなければならないと思っております。建物のことについては、障がい福祉計画に記載はありませんが、別の形で考えておりますのでご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委 員：この寒川町健康福祉総合センターというのは、健康管理センターとは別のもので、もう何年も前から計画があり、毎年障がい者団体ではこの建設を希望してまいりました。以前も意見として出ているのですが、そのことについて健康管理センターとは切り離して計画の中にどのように入るのかをお聞きしたいと思います。

事務局：健康福祉センターとしては、質問の趣旨としてはいろいろなものの複合施設と想像しております。町として令和2年度あたりに複合的な施設を考えていると公表しましたが、令和3年度にいったん白紙に戻しました。その後、大きな意味の建物は現在検討中ですが、先ほど申し上げたのは、現健康管理センターの老朽化に即座に対応するために、早急な予算措置を考えているというところです。建物について、この障がい福祉計画に記載すべきかどうかは、今後検討するところですが、次期計画には記載すべき時期ではないと考えております。

委 員：ずっと要望してきていることなので、実現をお願いしたいと思います。それからもうひとつ、グループホームをつくる事業者に対してというところの意見ですが、ショートステイのところでも申し上げた多様な住まいの確保に入ると思うので、そこも付け加えをお願いします。

事務局：当該部分の記載については検討させていただきます。

事業所の誘致など、町が解決することが難しい部分もあり、課題としては認識していても、計画としてすぐに記載できる内容ではない事もあります。改めて精査は行いますが、ご期待されているような内容での記載はできないかもしれません。ご意見ありがとうございました。

会 長：それでは以上をもちまして議事を終了いたします。何か情報提供などございますか。

事務局：事務局より次回会議の日程、及び意見用紙の件でお知らせいたします。

次回の会議の日程は、次第にございませとおり、11月8日水曜日午後1時

	<p>より、場所は寒川総合体育館 サブアリーナとなります。開催通知と会議資料につきましては、改めて郵送いたしますので、あらかじめご了承ください。意見用紙につきましては、<u>10月2日月曜日</u>までに、事務局まで提出をお願いします。メールで提出いただく場合、本文にそのまま打っていただく形で構いませんが、どの議題に関するご意見なのかわかるような形の提出をお願いいたします。また、前回と同じように、メールアドレスを把握している方にはメールで意見用紙のデータを送らせていただきます。</p> <p>以上です、よろしくお願いいたします。</p> <p>会長：その他、情報提供等がある方はいらっしゃいますか。 委員、副会長より情報提供(当日配布チラシ)あり。</p> <p>会長：それでは、この会議の閉会の言葉を副会長からお願いいたします。</p> <p><u>3. 閉会</u></p> <p>副会長：長時間の会議、お疲れ様でした。今日は次の障がい者福祉計画の内容について、資料やみなさんの質問からも確認作業が進んだと思います。意見として伝えたい内容などがありましたら、意見用紙がありますので、ぜひ次の計画にみなさんの声が届いていったらいいなと思います。</p> <p>「にも包括」についても、説明も含めていろいろ情報を頂きました。社会福祉協議会である町の健康管理センターでは月に1回心の病のある方とボランティアと一緒に過ごす交流の場が開催されています。これから「にも包括」の話が進んでいって各委員さんがどんなことができるのか考えていきながら、との説明がありましたが、社協では地域住民のボランティアの方のお力と色々な方と交流しながら過ごしていく場について今後紹介できる機会があればと考えております。</p> <p>それでは今日の協議会はこれで終了させていただきます。</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由(一部非公開の場合を含む)	
配付資料	<p>資料1 寒川町障がい者福祉計画(案)新旧対照表 資料2 福祉団体等より寄せられたご意見と課題の整理 当日配布 資料3 国の基本方針等から町基本計画への反映について 資料4 令和5年度第2回寒川町地域自立支援協議会議事録 資料5 令和5年度第2回寒川町地域自立支援協議会における質疑・意見集約票 資料6 質疑・意見用紙</p>		
議事録承認委員及び議事録確定年月日	<p>長谷川尚子委員、山根信子委員 (令和5年11月7日確定)</p>		